

議 案 第 81 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。  
令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

マイナンバー利用事務を整備することにより、審査業務の効率化を図るため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を次のように改める。

10 削除
-------

別表第1の22の項中「松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱(昭和55年松戸市訓令甲第24号)による燃料」を「障害者移動支援事業に係る心身障害者自動車燃料」に改め、同表の23の項中「松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(昭和55年松戸市訓令甲第25号)による」を「ひとり親家庭支援事業に係る」に改め、同表の26の項及び27の項を次のように改める。

26 削除
-------

27 削除
-------

別表第1に次のように加える。

37 市長	高齢者日常生活支援事業に係る重度要介護者等に対する訪問理容出張費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

38 市長	家族介護用品支給事業に係る在宅要介護者等の紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の10の項を次のように改める。

10 削除
-------

別表第2の22の項中「松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱による燃料」を「障害者移動支援事業に係る心身障害者自動車燃料」に改め、同表の23の項中「松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱による」を「ひとり親家庭支援事業に係る」に改め、同表の26の項及び27の項を次のように改める。

26 削除
27 削除

別表第2中

「

37 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------	--

」を

「

37 市長	高齢者日常生活支援事業に係る重度要介護者等に対する訪問理容出張費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
38 市長	家族介護用品支給事業に係る在宅要介護者等の紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
39 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の26の項及び27の項並びに別表第2の26の項及び27の項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。